

資料 6

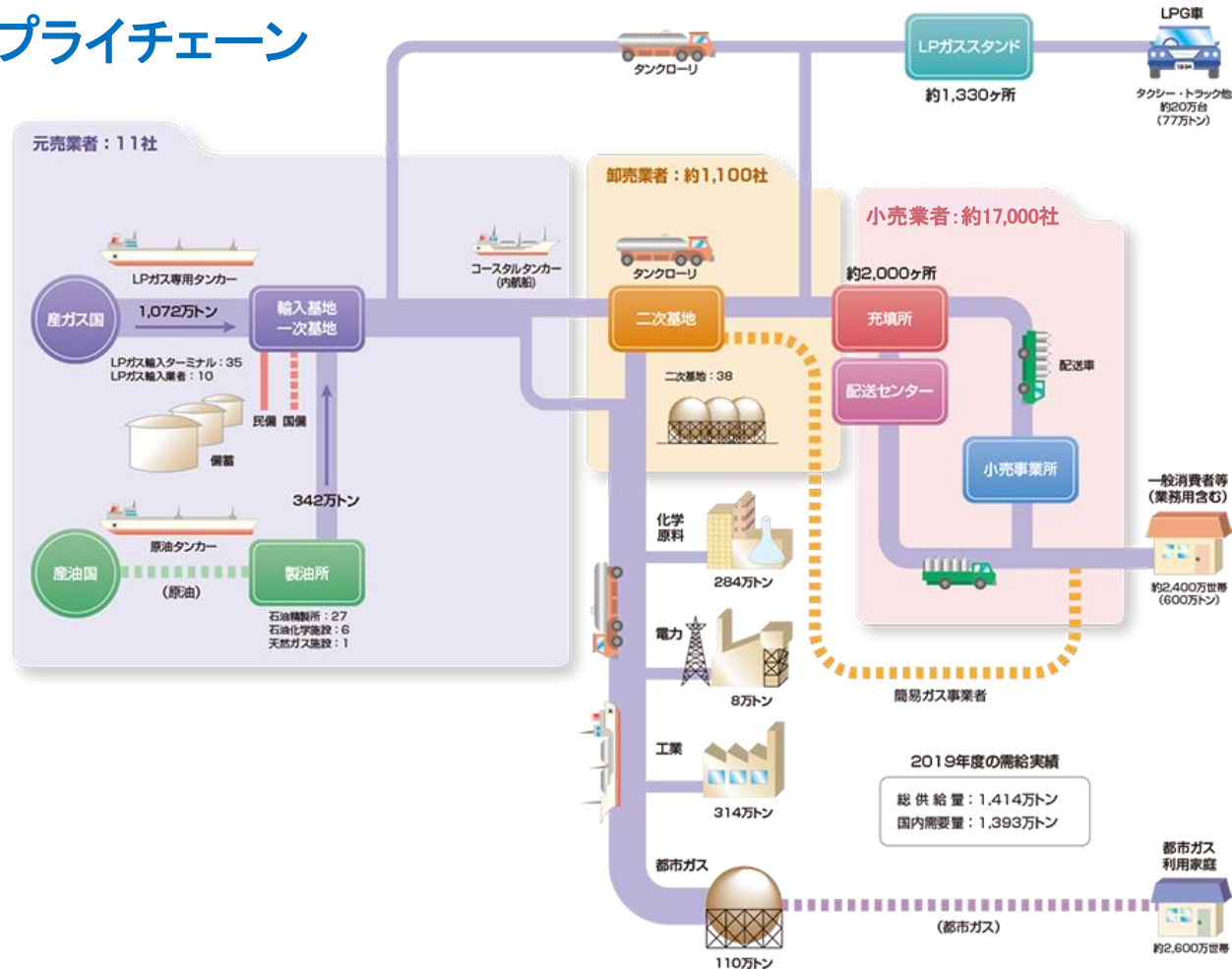
取引の適正化問題について

令和5年(2023年)年3月2日
一般社団法人 全国LPガス協会

(一社)全国LPガス協会の概要

会員	日本国内でLPガスの小売、卸売、スタンド事業者企業、団体
会長	山田 耕司
会員数	団体会員 48団体、直接会員 75会員
設立	昭和55年9月1日（一般社団化 平成24年4月1日）

LPガスのサプライチェーン



1. 自主保安運動の推進

お客様への保安活動として「LPガス安心サポート推進運動」を展開中

2. 取引の適正化・料金透明化の推進

業界自主ルール「LPガス販売指針」の再徹底

3. 国土強靱化への対応

(1) 地方自治体との防災協定の締結

(2) LPガス災害対応型バルク供給システムの推進

(3) LPガス中核充填所

(4) オートガススタンド・LPガス車の普及

4. LPガス業界のカーボンニュートラル対応

(1) 高効率ガス機器の普及・促進

(2) 配送効率化・スマート保安

(3) CNロードマップ

5. 新型コロナウイルス対策

お客様の生活に欠かせないライフラインとしての使命から感染対策ガイドラインを徹底

LPガスの役割(現状)

LPガスは国内の様々な場所で利用されている**重要なエネルギー**

《国民生活に欠かせないエネルギー》

一般家庭の給湯・調理・冷暖房のエネルギーとして、全国約2,400万世帯、国土の100%の地域で供給。他にも産業用に幅広く活用。

《全国のタクシーの約8割はLPガス自動車》

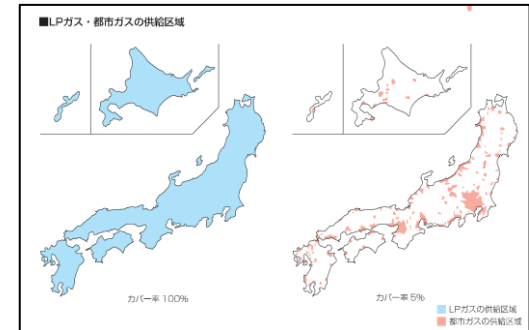
重要な輸送インフラであるタクシーの約8割にあたる約17万台はLPガス自動車。交通網の弱体化に伴い、地域コミュニティーに欠かすことのできない移動手段、災害時のガソリンや軽油の供給不安が生じた場合においても人員輸送や物資配送に活躍した実績あり。

《あらゆる災害に強く、復旧も最速》

地震、風水害及び雪害等の災害に対して強い分散型供給エネルギー。被災時の復旧力も他エネルギーより優位。全国各地の避難所や病院等に非常用備蓄貯槽を設置。各家庭にも非常用の軒下在庫を完備。

《クリーンなエネルギー、LPガス》

各エネルギーの原産地から受入・生産基地を経て、消費者に消費されるまでの過程全体のCO₂排出量は、LPガスは都市ガスとほぼ同じ数字のクリーンな燃料。硫黄や窒素を含まず、排気ガスがクリーン、ススや灰分の排出なし。



(LCI分析)	排出原単位 (g-CO ₂ /MJ)	指数
石油	73.98	1.13
石炭	94.98	1.45
LNG	61.57	0.94
都市ガス	62.94	<u>0.96</u>
LPガス	65.71	<u>1.00</u>

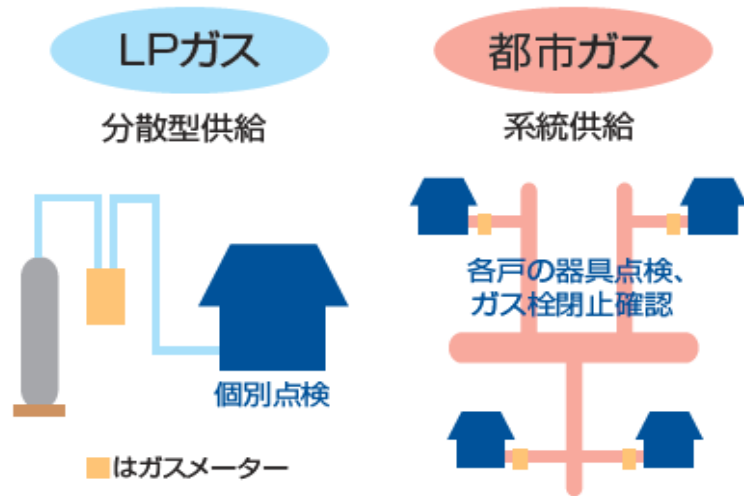
LPガスの役割(国土強靱化)

LPガスはあらゆる災害に強いエネルギーの最後の砦

●災害に強いLPガスの特徴

LPガスは都市ガスや電力などの系統供給とは異なり、容器に充填したLPガスを各戸に配送をする「分散型」供給を行っています。これにより、配管など供給設備の点検も短時間で済み、異常があった場合も迅速に復旧

■LPガスと都市ガスの供給形態の違い



- 配管が短いため、異常があれば即修理可能
- 1戸単位で安全を確認し復旧可能なため、復旧までの時間が短い

- 数百戸、数千戸単位で埋設配管等の安全確認が必要なため、復旧に時間を要する

《唯一の分散型エネルギー》

各家庭への容器設置による分散型供給であり、災害時の復旧は最速。仮設住宅等への即時設置も可能。

《軒下在庫》

各家庭に容器は通常2本設置されており、うち1本は予備の『軒下在庫』として災害時に半月以上使えるエネルギー源として活躍。

《劣化しない》

品質劣化をしないことから、半永久的に保存・使用可能であり、非常用備蓄に最適。

《避難所等への導入》

避難所に指定されることが多い、学校、公民館及び病院などで、平時からLPガスを利用して、避難者対応が可能。

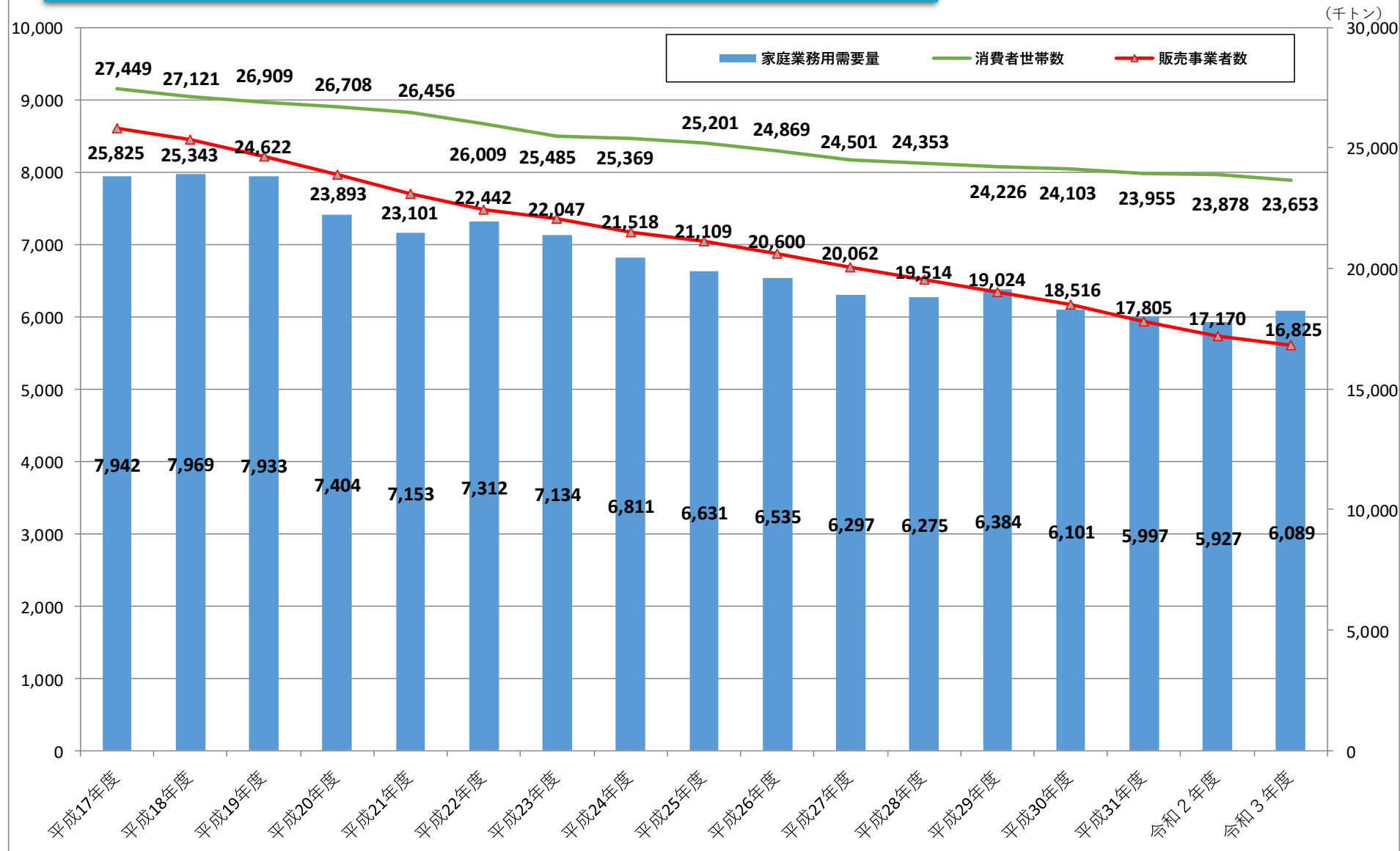
《国家備蓄と民間備蓄》

現在、法律によって備蓄が義務付けられているエネルギーは、石油とLPガスの2種類。このうち、民間企業が備蓄しているものを「民間備蓄（法定備蓄）」、国家が備蓄しているものを「国家備蓄」といい、LPガスの場合、輸入量の40日分が民間備蓄として義務付け、国家備蓄は、輸入量の約50日分が備蓄。



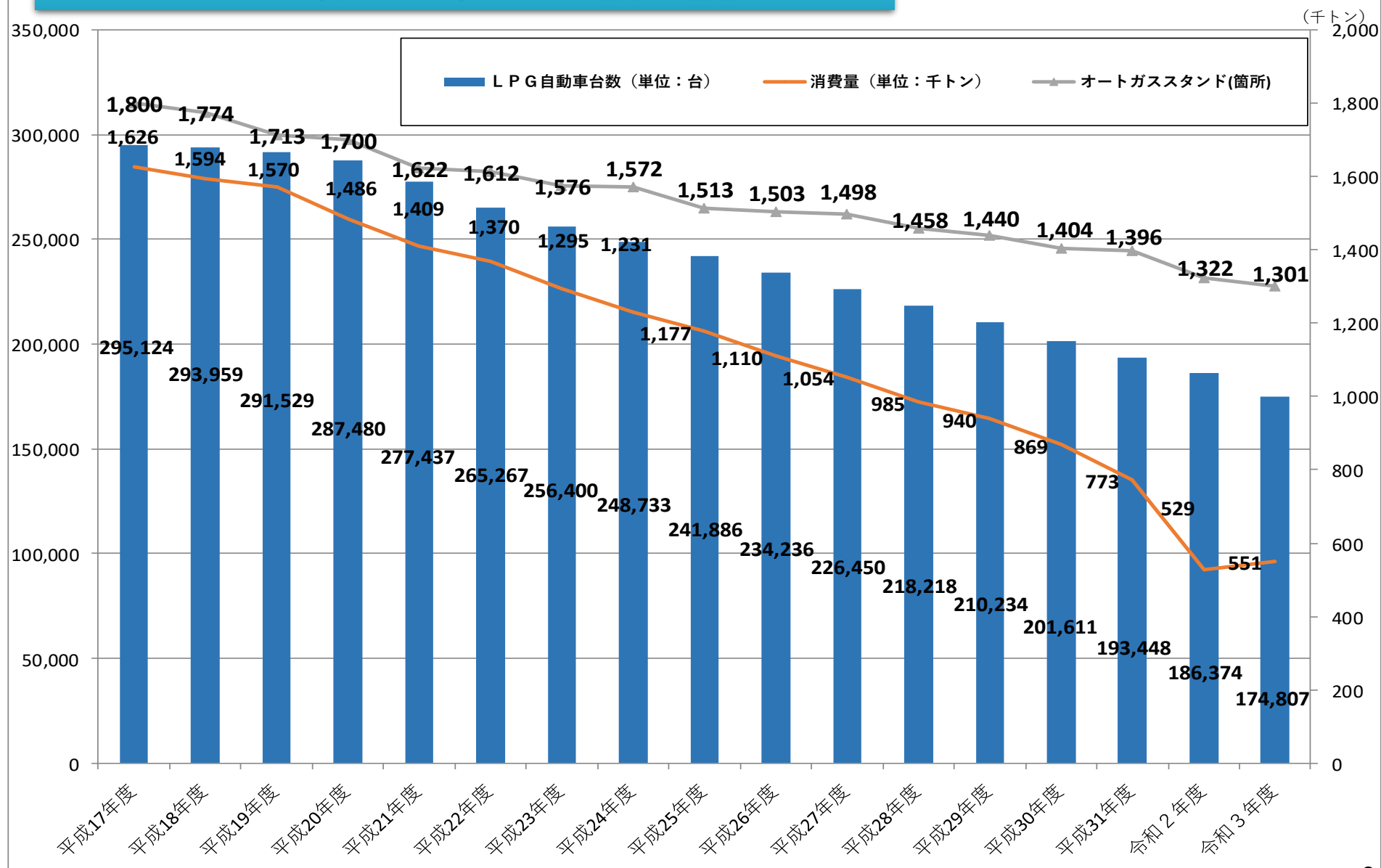
LPガス流通業界の現状(1)

1. 家庭業務用需要量と消費者世帯数、販売事業者数の推移



LPガス流通業界の現状(2)

2. 自動車用LPガス(オートガス)とLPG自動車の推移



取引の適正化問題への全L協の対応状況

- 平成9年4月に改正液化石油ガス法が施行され、同法第14条に基づき新書面の交付・再交付を行うこととなりました。この交付書面は、「保安の確保」のみならず「取引の適正化」を図ることとして、取引条件を消費者に明確に示すとともに、いわゆる無償配管の慣行等に起因するトラブルを防止するなど、取引の適正化を図ることを目的として行われました。
- 同法改正を契機に、いわゆるブローカー業者（LPガスの顧客を他の販売事業者に媒介又は取り次ぎ等を行う業者）が首都圏を中心に消費者を巻き込んだ契約トラブルを多数発生させるようになりました。

平成11年6月に公正取引委員会は「LPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査報告書」を公表し、競争政策の観点から無償配管の慣行及び不透明な料金体系の是正を指導しました。

取引の適正化問題への全L協の対応状況

- これを受け経済産業省は、同年10月に取引適正化・料金透明化に向けた流通アクションプランを発表しました。

これらの指導等を踏まえ、社団法人日本エルピーガス連合会(当協会の前身)では、平成12年9月に取引の適正化・料金透明化を内容とした『LPガス販売指針』を業界自主ルールとして策定し、会員のLPガス販売事業者に周知・徹底を行いました。

- 平成13年7月にはLPガス販売事業者の変更に伴うトラブルの防止のため、液化石油ガス法施行規則(省令)の改正「無断撤去の禁止のルール化」がありました。

さらに、平成21年には特定商取引法の改正により消費者保護政策の一層の強化が、平成22年には独占禁止法の改正により不当廉売等の基準の明確化がなされました。一連の法令改正を受け、当協会では『LPガス販売指針』を適宜改訂して周知・徹底を行いました。

取引の適正化問題への全L協の対応状況

- また、電力の小売全面自由化が平成28年4月から、都市ガスの小売全面自由化が平成29年4月からそれぞれ実施されることになり、エネルギー間競争の激化が予想されました。

そのような状況下で、個々のLPガス販売事業者が消費者から選ばれ続けるためには、一層の取引の適正化・料金透明化が必要となることから、平成27年3月に『LPガス販売指針』の第3次改訂を行い、周知・徹底を図りました。

取引の適正化問題への全L協の対応状況

- さらに、平成28年3月、経済産業省は、総合資源エネルギー調査会液化石油ガス流通ワーキンググループの審議を経て、LPガスの料金の透明化及び取引の適正化を図るため、
 - ① **液化石油ガス施行規則の一部改正**(平成29年2月22日公布、同年6月1日施行)
 - ② **同規則の運用・解釈(通達)の一部改正**(平成29年2月22日公布、同年6月1日施行)
 - ③ LPガス販売における望ましい行為と望ましくない行為を記した「**液化石油ガスの小売営業における取引適正化に関する指針(LPガス小売営業ガイドライン)**」の**制定**(平成29年2月22日制定、同日施行)を行いました。
- 以上を踏まえ、当協会では平成29年3月に業界自主ルールである『**LPガス販売指針**』を見直し、第4次改訂版として、再度、周知・徹底を行いました。

取引の適正化問題への全L協の対応状況

- なお、平成29年に経済産業省から示された運用・解釈通達の一部改正において「賃貸集合住宅等において、LPガス販売事業者の費用負担により空調設備等を設置し、その設置費用をLPガスの料金に含めて当該住宅の入居者に請求する場合には、液石法第14条に定める書面に明示する」とされており、これに則してLPガス販売事業者が対応するよう当協会としては周知・徹底しています。

LPガス販売指針の策定・改訂の経緯

➤ 平成12年9月 LPガス販売指針(策定)

内容：公正取引委員会からの無償配管の慣行及び不透明な料金体系の是正指導と経済産業省が発表した流通アクションプランに基づき、業界自主ルールとして策定

➤ 平成15年4月 LPガス販売指針(1次改訂)

内容：液化石油ガス法施行規則の改正「無断撤去の禁止のルール化」を受けて改訂

➤ 平成22年6月 LPガス販売指針(2次改訂)

内容：特定商取引法の改正、独占禁止法の改正を受けて改訂

LPガス販売指針の策定・改訂の経緯

➤ 平成27年3月 LPガス販売指針(3次改訂)

内容:電力と都市ガスの小売全面自由化に備えて改訂

➤ 平成29年3月 LPガス販売指針(4次改訂)

内容:液化石油ガス法施行規則(省令)の改正、同規則の運用・解釈(通達)の改正及び液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(LPガス小売営業ガイドライン)の制定を受けて改訂

LPガス販売指針(第4次)の概要

販売指針(第4次)

総論

<LPガス販売事業者が守るべき5つの原則>

第1章

1. 消費者のエネルギー選択の自由を尊重すること
2. 取引関係(契約の内容と締結)を明確にして、消費者に説明すること
3. 継続的・安定的にガスを供給する体制が整っていること
4. 保安の確保を不断の努力で全うすること
5. 料金算定方法などに合理性があり、消費者に説明し、理解されていること

LPガス販売指針(第4次)の概要

販売指針(第4次)

取引の適正化

1. 勧誘・申込みの適正化

- (1) 訪問販売
- (2) 通信販売
- (3) 電話勧誘販売

2. 勧誘時の注意事項・禁止事項等

- (1) 特定商取引法上の勧誘規制行為
- (2) 独占禁止法の不公正な取引方法
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法

3. 契約の締結

- (1) 書面の交付
- (2) 消費者契約法の事業者への規制

LPガス販売指針(第4次)の概要

販売指針(第4次)

消費配管・ガス機器等の貸付

第3章

1. 過去の経緯

2. 契約・解約時の注意事項

- (1) 事前説明すべき事項
- (2) 14条書面交付時に説明すべき事項
- (3) 契約解除時の扱い

3. 消費配管・ガス機器等の取扱い

- (1) 無償配管の慣行によるものであることが明確なもの
- (2) 無償配管の慣行によるものであるか否か不明確なもの
- (3) 消費配管が販売事業者の所有であることが明確なもの(貸付配管)

LPガス販売指針の概要と改訂

販売指針(第4次)

LPガス販売事業者の変更

第4章

1. 解約の通知

- (1) 消費者の自由な意思の尊重
- (2) 消費者から委任された場合

2. LPガス料金等の清算

3. 供給設備等の撤去

- (1) 1週間ルール
- (2) 無断撤去の禁止
- (3) 供給設備の撤去費用の請求
- (4) 同時履行の実施
- (5) 買取りの協議
- (6) 有資格者による撤去
- (7) 賃貸物件における留意点

LPガス販売指針(第4次)の概要

販売指針(第4次)

料金の透明性の確保

第5章

1. 料金情報の提供と十分な説明
2. 価格の算定方法
3. 料金情報の積極的な提供
 - (1) 料金表の作成と交付
 - (2) 情報提供の手段・方法
 - ① 標準的な料金メニュー等の公表
 - ② 公表の方法
 - ③ 料金内訳の明記
 - (3) 石油情報センターのモニター価格調査への協力
 - (4) 保安サービス等に関する情報提供

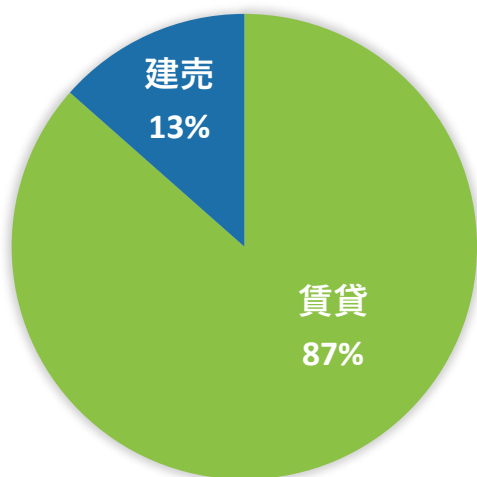
取引の適正化に伴う「貸付配管・設備等」商慣行の実態調査について

- LPガス販売事業者が、不動産会社(建築業者)又は賃貸集合住宅のオーナー等から、ガス機器や家電設備などといった様々な製品の費用負担を要求されている等「貸付配管・設備等」に係る商慣行に関する問題が増加しているとの報告がありました。
- これを受け、全国の実態を把握するため、47都道府県協会の役員を対象に「取引の適正化に伴う「貸付配管・設備等」の商慣行の実態調査」を令和4年10月に実施したところ、次頁の結果となりました。

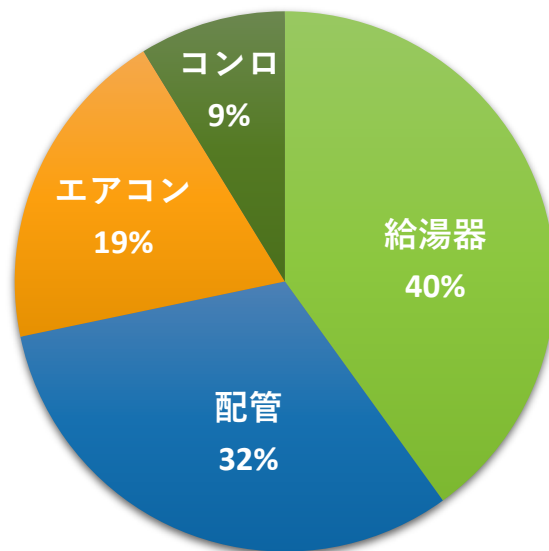
取引の適正化に伴う「貸付配管・設備等」商慣行の実態調査【集計結果】

これまで(過去1年間 2021年4月～2022年3月末)、不動産会社(建築業者)又は賃貸集合住宅のオーナー等から、ガス機器や家電設備など要求された主な製品。

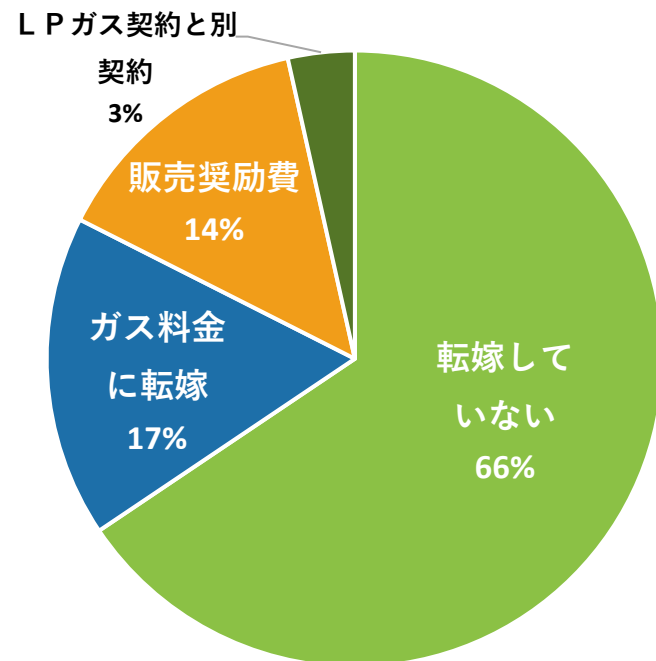
対象物件



要求された製品



回収方法



【その他に要求された主な製品】

- ガス衣類乾燥機
- 温水洗浄便座
- カメラ付きインターホン
- 洗面化粧台
- 宅配ボックス
- インターネット環境（導入費、利用料、W i - F i 等）
- 紹介料（世帯数×〇万円）
- 土地利用料（世帯数×〇万円/年）
- その他（水栓、照明、リフォーム代）

主な具体的要求内容など(抜粋)

- オーナーチェンジの際に、入居率を上げるためエアコンの無償貸与を要求された。断ろうとすると他のLPガス販売事業者に変更すると言われた。
- 設備貸与の条件が口頭、書面で伝えられ、断ろうとすると他のLPガス販売事業者に契約変更すると迫られた。
- オーナーより、「他のLPガス販売事業者からこの条件で売り込みがあったが、対応できるか。できなければ切替する。」との要求があった。
- 不動産会社、大家等から給湯器の故障のため、交換の依頼を受けた。他のLPガス販売事業者も営業に来ていたため、無償貸与契約にて契約。

主な具体的要求内容など(抜粋)

- 不動産会社がオーナーとなり、「給湯器全てを無償貸与、ガス料金は値下げ、紹介料1メーター〇〇万円」の条件が出され、断ったところ、他のLPガス販売事業者へ変更された。
- 不動産管理会社より、入居率を上げるため、ガス衣類乾燥機の無償取り付けを提案された。断ると他のLPガス販売事業者への変更を示唆された。
- 他のLPガス販売事業者からの売込があったオーナーから、継続条件として、給湯器・エアコン・インターホン・ウォシュレットの設置、ガス料金の引き下げ、謝礼としての商品券贈与の条件提示があった。

取引の適正化に伴う「貸付配管・設備等」商慣行の実態調査【集計結果】

令和5年1月31日

	件数	対象物件		要求された製品				回収方法			
		建売	賃貸	配管	給湯器	コンロ	エアコン	ガス料金に 転嫁して回収	LPガス契約とは 別の契約を締結し 回収	販売奨励費 として計上	回収（転嫁） していない
北海道	22	0	22	21	21	8	20	1	0	0	9
青森県	13	3	11	9	10	0	5	4	0	0	7
秋田県	37	2	35	15	34	1	13	3	3	0	29
岩手県	21	5	15	11	15	3	10	0	0	4	10
山形県	69	6	62	40	55	8	29	3	1	4	61
宮城県											
福島県	119	20	97	36	85	4	35	13	0	48	56
栃木県	33	5	25	27	32	4	27	16	0	8	19
茨城県	43	3	41	35	34	8	18	17	11	2	5
千葉県	111	7	102	83	105	36	32	51	0	20	45
埼玉県	67	6	60	41	54	6	31	11	3	14	37
群馬県	27	1	25	20	22	3	19	3	0	2	20
東京都	14	7	6	7	10	3	4	0	0	0	4
神奈川県	99	17	76	52	89	16	51	20	4	40	59
新潟県	9	4	5	6	5	0	1	1	0	1	5

取引の適正化に伴う「貸付配管・設備等」商慣行の実態調査【集計結果】

令和5年1月31日

	件数	対象物件		要求された製品				回収方法			
		建売	賃貸	配管	給湯器	コンロ	エアコン	ガス料金に 転嫁して回収	L Pガス契約とは 別の契約を締結し 回収	販売奨励費 として計上	回収（転嫁） していない
長野県	57	11	43	30	44	7	29	4	0	20	49
山梨県	53	7	47	30	42	5	36	16	1	2	20
静岡県	27	16	116	96	136	29	93	22	16	67	105
愛知県	50	2	46	21	45	13	23	5	3	4	28
三重県	25	6	17	13	20	9	10	6	6	0	13
岐阜県	321	33	291	291	292	63	175	34	3	8	273
富山県	13	1	12	8	13	3	2	0	0	2	13
石川県	24	2	22	18	24	2	13	11	0	5	6
福井県	6	0	6	1	5	0	1	0	0	0	3
滋賀県	28	0	28	18	27	5	4	10	1	0	14
京都府	4	0	3	2	4	1	0	0	0	0	4
奈良県	25	4	5	2	23	3	2	1	0	0	23
和歌山県	21	3	20	20	21	3	0	1	0	3	15
大阪府	15	3	7	6	13	2	4	0	0	0	4
兵庫県	18	2	17	10	16	5	1	0	0	2	15
鳥取県	49	6	43	32	45	9	13	2	4	2	35
岡山県	80	8	67	60	68	26	43	14	6	19	38

取引の適正化に伴う「貸付配管・設備等」商慣行の実態調査【集計結果】

令和5年1月31日

	件数	対象物件		要求された製品				回収方法			
		建売	賃貸	配管	給湯器	コンロ	エアコン	ガス料金に 転嫁して回収	LPガス契約とは 別の契約を締結し 回収	販売奨励費 として計上	回収（転嫁） していない
島根県	12	3	9	12	11	1	3	0	0	0	12
広島県	76	12	62	63	63	23	36	22	0	0	44
山口県	53	11	37	32	49	11	15	4	2	3	34
徳島県	29	6	23	28	27	8	2	4	0	0	20
香川県	21	6	17	19	18	6	13	6	4	2	5
高知県	5	0	5	5	5	1	0	1	0	0	3
愛媛県	10	1	6	10	10	4	4	2	1	0	8
福岡県	70	9	60	62	60	33	36	15	0	10	34
佐賀県	8	1	7	5	7	3	5	2	0	0	4
長崎県	17	2	15	16	17	6	8	7	0	0	9
大分県	66	1	63	49	55	2	28	3	0	0	62
熊本県	11	3	8	10	10	5	4	10	0	0	0
宮崎県	10	0	9	0	4	0	2	2	0	0	6
鹿児島県	56	9	48	54	54	16	9	5	4	0	31
沖縄県	74	25	49	51	69	5	1	0	0	1	72
合計	2,018	279	1,790	1,477	1,868	409	910	352	73	293	1,368

注...本調査は、47都道府県協会の役員を対象に行った調査です。その内、回答のあったものを掲載しております。

取引の適正化問題への今後の対応について

- 取引の適正化問題への対応は、LPガスが消費者の方々に選択されるエネルギーであり続けるためにLPガス業界として極めて重要であると認識しています。
- これまでも、「LPガス販売指針」の周知・徹底等を行ってききましたが、先述の実態調査の結果にもあるような近年の状況を踏まえて、さらなる対応が検討される場合には、以下の3点を十分に考慮の上での検討をお願いします。
 - 1 公平性：大手、中小のLPガス販売事業者が適切なルールのもとで競争できること。
 - 2 実効性：LPガス業界だけでなく不動産関係業界とも連携した対応が必要であること。
 - 3 安定性：現行の制度下での取引をいたずらに混乱させないこと。